

○輪島市子ども・子育て会議条例  
(平成 25 年 9 月 30 日条例第 35 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、輪島市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 子育て会議の委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置き、会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により定めるものとする。

2 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長がともにないときは、市長が招集する。

2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 会長は、必要に応じて子育て会議に関係者の出席を要請し、意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 子育て会議の庶務は、福祉環境部福祉課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営その他必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 18 年輪島市条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 19 号中「伝統的建造物群保存地区保存審議会委員」の次に「、子ども・子育て会議委員」を加える。